

## 議事日程第2号

令和2年(2020年)招集大阪狭山市議会定例会3月定例会議会議事日程  
令和3年(2021年)3月1日午前9時30分開議  
議会期間(令和3年3月1日から同月26日まで26日間)

日程第1	発議第2号	会議録署名議員の指名について
日程第2	議員提出議案第1号	大阪狭山市議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第3	議案第2号	大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第3号	福祉的給付金支給条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第4号	大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第5号	大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第6号	大阪狭山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第7号	第五次大阪狭山市総合計画の策定について
日程第9	議案第8号	市道路線の認定及び廃止について
日程第10	議案第9号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第19号)について
日程第11	議案第10号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について
日程第12	議案第11号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について
日程第13	議案第12号	令和2年度(2020年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
日程第14	議案第13号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計予算について

		て
日程第15	議案第14号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第16	議案第15号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第17	議案第16号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第18	議案第17号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について
日程第19	議案第18号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算について
日程第20	議案第19号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算について
日程第21	議案第20号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算について
日程第22	議案第21号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計予算について
日程第23	議案第22号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算について
日程第24	議案第23号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市下水道事業会計予算について
日程第25	議案第24号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)について
日程第26	請願第1号	太陽光パネルで発生している弊害に対する早期対策についての請願について
日程第27	陳情第1号	大阪狭山市がFIT法と偽り現状復旧工事したことと、事故究明なく対策工事した経緯の説明を求める陳情について

発議第 2 号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市議会議長 山 本 尚 生

記

12番 西 野 滋 胤

13番 鳥 山 健

議員提出議案第 1 号

大阪狭山市議会会議規則の一部を改正する規則  
について

大阪狭山市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生様

提出者	大阪狭山市議会議員	井上健太郎
	同上	北好雄
	同上	北村栄司
	同上	鳥山健
	同上	中野学
	同上	松井康祐

## 大阪狭山市議会会議規則の一部を改正する規則

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第90条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第141条第1項中「並びに」を「及び」に改め、「及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を削り、「請願者が」の次に「署名又は記名」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第142条第2項中「及び氏名」の次に「(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する  
条例について

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 3 年 (2021 年) 3 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表大阪狭山市狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会の項を削り、同表に次のように加える。

大阪狭山市狭山ニュータウン地区再生連絡協議会	狭山ニュータウン地区活性化指針に基づく狭山ニュータウン地区再生推進計画の策定についての調査、研究及び審議並びに推進についての連絡協議に関する事務
大阪狭山市生涯学習推進計画策定委員会	生涯学習推進計画の策定についての審議に関する事務
大阪狭山市胃内視鏡検診等運営委員会	胃内視鏡検診等の実施に係る精度管理の体制の審議に関する事務

第2条第1項第2号の表に次のように加える。

大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会	市立学校園の将来を展望した学校園のあり方についての調査、研究及び審議に関する事務
------------------------	------------------------------------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正）

2 報酬並びに費用弁償支給条例（昭和35年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会委員の項を削り、同表に次のように加える。

狭山ニュータウン地区再生連絡協議会委員	〃	7,000
生涯学習推進計画策定委員会委員	〃	7,000
胃内視鏡検診等運営委員会委員	〃	7,000
これからの学校園のあり方検討委員会委員	〃	7,000

議案第 3 号

福祉的給付金支給条例の一部を改正する条例に  
ついて

福祉的給付金支給条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 3 年 (2021 年) 3 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 福祉的給付金支給条例の一部を改正する条例

福祉的給付金支給条例（昭和49年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、障害者」を削る。

別表障害者（児）給付金の項及び難病患者等見舞金の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 号

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例  
について

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市介護保険条例（平成12年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「37,264円」を「37,140円」に改め、同項第2号中「52,169円」を「51,996円」に改め、同項第3号中「55,896円」を「55,710円」に改め、同項第4号中「63,348円」を「63,138円」に改め、同項第5号中「74,527円」を「74,280円」に改め、同項第6号中「81,980円」を「81,708円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする。以下この項において同じ。）が1,250,000円」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が1,200,000円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第13号中「149,054円」を「167,130円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号中「141,602円」を「155,988円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「134,149円」を「144,846円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「126,696円」を「133,704円」に改め、同号イ中「第12号イ」を「第13号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「119,244円」を「122,562円」に改め、同号イ中「第11号イ又は第12号イ」を「第12号イ又は第13号イ」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「111,791円」を「111,420円」に改め、同号ア中「3,000,000円未満」を「3,200,000円未満」に改め、同号イ中「第10号イ、第11号イ又は第12号イ」を「第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「93,159円」を「92,850円」に改め、同号ア中「2,000,000円未満」を「2,100,000円未満」に改め、同号イ中「第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」を「第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 次のいずれかに該当する者 89, 136円

ア 合計所得金額が1,700,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

第10条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に、「第12号まで」を「第13号まで」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大阪狭山市介護保険条例（以下「新条例」という。）第8条第1項及び第10条第3項の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（令和3年度から令和5年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率の軽減）

3 新条例第8条第1項第1号から第3号までに該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新条例第8条第1項第1号に該当する者 22, 284円

(2) 新条例第8条第1項第2号に該当する者 33, 426円

(3) 新条例第8条第1項第3号に該当する者 51, 996円

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

4 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条

第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率についての新条例第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

5 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和3年」と、「令和3年度」とあるのは「令和4年度」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和4年」と、「令和3年度」とあるのは「令和5年度」と読み替えるものとする。

議案第 5 号

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する  
条例について

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 3 年 (2021 年) 3 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市国民健康保険条例（昭和36年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第20条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第3項中「地方税法第313条第3項」との次に「、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」と」を加える。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附

則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附則に次の1項を加える。

（第12条の3第1項第2号ウ(ウ)に掲げる額等の特例）

- 13 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第12条の3第1項第2号ウ(ウ)に掲げる額及び同号エに定める額から除かれる算定政令第6条第6項第3号に掲げる額のうち、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保を目的として大阪府国民健康保険保険給付費等交付金条例（平成29年大阪府条例第99号）第3条第2号の規定により交付される額を除くものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市国民健康保険条例第14条、第20条及び附則第3項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 6 号

大阪狭山市固定資産評価審査委員会条例の一部  
を改正する条例について

大阪狭山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

大阪狭山市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年大阪狭山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「署名押印」を「署名」に改める。

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「署名押印」を「署名」に改める。

第9条第2項及び第10条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

第五次大阪狭山市総合計画の策定について

大阪狭山市議会基本条例（平成30年大阪狭山市条例第28号）第10条第1号の規定により、第五次大阪狭山市総合計画の基本構想及び基本計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 8 号

市道路線の認定及び廃止について

下記のとおり、市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

認定する路線

路線名	起 点	終 点
東池尻49号線	東池尻二丁目1170番27地先から	東池尻二丁目1170番25地先まで
東池尻50号線	東池尻二丁目1226番7地先から	東池尻二丁目1226番13地先まで
西池尻103号線	池尻中一丁目311番5地先から	池尻中一丁目310番2地先まで
西池尻104号線	池尻中三丁目158番12地先から	池尻中三丁目158番11地先まで
西池尻105号線	池尻中一丁目457番6地先から	池尻中一丁目457番8地先まで

西池尻106号線	池尻中二丁目946番11地先から	池尻中二丁目946番10地先まで
金剛19号線	金剛二丁目14番6地先から	金剛二丁目14番19地先まで
茱萸木32号線	大野東1201番4地先から	茱萸木八丁目1542番1地先まで
茱萸木84号線	茱萸木一丁目2705番1地先から	茱萸木一丁目11番3地先まで
茱萸木85号線	今熊二丁目1774番1地先から	茱萸木三丁目101番1地先まで
半田21号線	半田五丁目64番6地先から	半田五丁目61番地先まで
半田35号線	半田二丁目446番8地先から	半田二丁目446番7地先まで
半田36号線	半田五丁目195番7地先から	半田五丁目195番11地先まで
南海金剛34号線	東茱萸木一丁目662番1地先から	東茱萸木一丁目608番7地先まで
今熊33号線	今熊三丁目433番24地先から	今熊三丁目433番33地先まで
東茱萸木11号線	東茱萸木二丁目1866番3地先から	東茱萸木二丁目1861番8地先まで
東茱萸木13号線	東茱萸木二丁目1857番11地先から	東茱萸木二丁目1857番13地先まで

廃止する路線

路線名	起 点	終 点
茱萸木32号線	大野東2010番1地先から	茱萸木八丁目1542番1地先まで
半田21号線	半田五丁目64番6地先から	半田五丁目63番1地先まで
東茱萸木11号線	東茱萸木二丁目1866番3地先から	東茱萸木二丁目1866番1地先まで

議案第 9 号

令和 2 年度 (2020 年度) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 19 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度 (2020 年度) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 19 号) を別案のとおり提出する。

令和 3 年 (2021 年) 3 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第10号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第11号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第12号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市後期高齢者医療  
特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第13号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計予算に  
ついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計予算を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第14号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第15号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第16号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市後期高齢者医療  
特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第17号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第18号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市半田財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第19号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市東野財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第20号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市今熊財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

議案第21号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市岩室財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第22号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第23号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市下水道事業会計  
予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第24号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人